

## じどう 児童のみなさんへ

7月から、3年生以上の学習用端末の持ち帰りが始まりました。これからは、学校だけでなく、家庭でも端末を使って学習する機会が増えます。

代表委員会では、学習用端末を使う時のルールについて話し合いました。代表委員会に向けて各クラスでも話し合いました。とても真剣な話し合いです。使い方など、意見が分かれるものもありましたが、どちらの考え方も学習用端末と上手につきあおうとする気持ちがあるものでした。

先生たちもその後、話し合いをし、次のようなルールを決めました。ルールを決める時に大事にしたことは、

- ①学習用端末がみなさんの力を伸ばす道具になること
- ②学習用端末がみなさんの健康の妨げにならないこと
- ③学習用端末を使うことで周りの人がいやな気持ちにならないことです。

みなさんは、これからもICT機器（スマホ、タブレット、パソコンなど）とつきあっていくことでしょう。節度ある使い方を身につけていきましょう。

困ったことがあった時には、その都度クラスや先生と相談していきましょう。

## 1 学校で使える時間

あさがくしゅう  
○朝学習

じゅぎょう  
○授業

せんせい きよか じかん  
○先生から許可があった時間

## 2 学校での使い方

学校でも「総社市学習用端末の持ち帰りのルール」を守って使います。学習用に使うものであることを考えて使しましょう。

パソコンを使った学習とは、

○タブレットドリル、ドリルパークなどのドリル学習

○先生の許可をもらった調べ学習

（学習、係活動、委員会活動などにかかわること）

○先生に指示された意見交流など

・クラスルーム、オクリンクなど

○その他、先生から指示された使い方

・録画や録音など



# 学習用端末の使い方について（保護者用）

2023.7.～

## 保護者の方へ

学習用端末は毎日持ち帰ります。長期休業中は、家庭に置いておくことになります。学校では、別紙「学習用端末の使い方について（児童用）」をもとに、学習用端末の使い方を指導しています。

次の点にご留意いただき、子どもたちがICT機器と上手につきあっていけるようにご協力をお願いいたします。

※「総社市 学習用端末の持ち帰りのルール」を守って使わせてください。

※使用する時間等のきまりは、学年やご家庭の事情等を考慮しながらお子さんと話し合っ  
て決めてください。

※パソコン等から発せられるブルーライトは、成長に重要な睡眠に大きな影響を与える  
とされています。次のようなルールを考えてはいかがでしょうか。

例①寝る1時間前（遅くとも午後9時）には、タブレットやパソコンなどのICT  
機器は、お家の人にあずける。

例②1日に使う時間は、平日30分以内、休日1時間以内。使わないときは、お家  
の人にあずける。

### 【学校から持ち帰っている充電器について】

※充電器は、年度末までご利用いただき、毎日児童用パソコンを充電してください。

※充電器は、貸与されているものなので、年度末に回収いたします。大切にご利用くだ  
さい。

など

ご家庭のパソコンやタブレット端末を使う時は、総社市や神在小学校のきまりを確認し、  
同じように約束を決めて使用してください。